# 確定申告書等作成コーナー

# スマホご利用ガイド



## 1 概要

1.1	確定申告書等作成コーナーの概要・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	3
1.1.1	確定申告書等作成コーナーとは・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	3
1.1.2	用語説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	3
1.1.3	凡例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	4
1.1.4	推奨環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	4
1.1.5	画面の基本操作 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	5
2	申告書等作成				
2.1	申告書等作成の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	9
2.1.1	確定申告書等作成コーナーにおける所得税の申告書等作成の流れ・	•	•	•	9
2.1.1	≪参考≫マイナポータル連携の事前準備 ・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>10</u>
2.2	申告書等作成開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>14</u>
2.2.1	トップ画面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>14</u>
2.2.2	事前準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>15</u>
2.2.2	≪参考≫マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合	•	•	•	<u>22</u>
2.2.3	収入・所得の入力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>24</u>
2.2.4	控除の入力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>25</u>
2.2.5	その他の税額控除等の入力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>26</u>
2.2.6	計算結果の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>26</u>
2.2.7	還付方法等の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>27</u>
2.2.7	納付方法等の入力・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>27</u>
2.2.8	財産債務調書の作成、住民税等に関する事項の選択・入力 ・・・・	•	•	•	<u>28</u>
2.2.9	住所・氏名等の入力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>29</u>
2.2.10	) マイナンバーの入力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	<u>29</u>

## 3 申告書等の送信

3.1.1	送信前の申告内容確認	•	•••	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>31</u>
3.1.2	送信準備 ・・・・・	•	••	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>31</u>
3.1.3	データ送信・・・・・	•	•••	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>32</u>
3.1.4	送信結果の確認・・・	•	•••	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>33</u>
3.1.5	申告書等送信票(兼送	付書	<b>書</b> )	等	の	確認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>35</u>
3.1.6	申告書等を送信した後	のψ	F業	に	2	いて	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>36</u>
4 7	その他の機能																						
4.1.1	作成途中の申告書等の	—展	5保	存	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>38</u>
4.1.2	一時保存データを読み	込ん	っで	申i	告	書等	作	成	再	荆	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>38</u>
4.1.3	前年分以前の申告等デ	<u> _ </u> な	ヮを	利	刊	して	申	告	書	等(	の	新	睍	乍	戉	•	•	•	•	•	•	•	<u>39</u>
4.1.4	カメラで源泉徴収票の	読∂	7取	Ŋ	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>40</u>
5 с	よくある質問																						
5.1.1	よくある質問・・・・	•	••	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>42</u>

## 1 概要

## 1.1 確定申告書等作成コーナーの概要

## 1.1.1 確定申告書等作成コーナーとは・・・



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、 画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額 が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税等、贈与税 の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することがで き、作成した申告書データはそのままe-Taxで送信できま す。

### 1.1.2 用語説明

用語	意味
e-Tax(国税電子申告・納税システム)	インターネット等を利用して電子的に手続が行えるシステム。
マイナンバーカード方式	マイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用してe-Taxを行 う方法。 また、スマホ用電子証明書搭載のスマートフォンを利用すれば、マイ ナンバーカードを読み取らなくともe-Taxを行うことが可能。
ID・パスワード方式	ID・パスワード方式の届出完了通知に記載されたe-Tax用のID・パス ワードを利用してe-Taxを行う方法。 ※ID・パスワード方式は、暫定的な対応となります。

## 1.1.3 凡例

本書では、次の記号を使用しています。

凡例	意味
注意	知っておく必要または注意する必要がある重要事項を記載。
メモ	知っておくと便利な補足情報。
参照▶	関連説明の参照先。

## 1.1.4 推奨環境

	05	7= <b>5</b> 4	e-Taxで送信	する場合	印刷して
	05	2999	マイナンバー カード方式	ID・ パスワード方式	音画症山9 る場合
Android	Android 12.0 / 13.0 / 14.0 / 15.0	Google Chrome	0%	o	0
iPhone	iOS 16.7 / 17.7 / 18.1	Safari 16.6 / 17.7 / 18.1	0%	O	o

※ 利用できる端末はマイナポータルアプリの推奨端末(スマホ)のみです。

## 1.1.5 画面の基本操作

#### ■ 画面の基本構成

確定申告書等作成コーナーでは、各画面で次に示している項目が表示されます。 用途に合わせて使用してください。



#### メッセージ

#### (1) ポップアップ

入力に不備等があるまま次へ進めた場合や案内事項等があった場合、次のようなメッセージがポップアップで 表示されます。

内容を確認し、「はい」等をタップして、操作を進めてください。

※ 利用環境によって表示される画面イメージが異なる場合があります。





#### (2) ヘルプアイコン

をタップすると該当項目に関する詳細な説明を確認することができます。



#### (3) リンク

リンクをタップするとリンクに記載の内容を確認することができます。



#### (4) インフォメーションやワーニング

確認いただきたい事項がある場合や、入力に不備等があった場合に、以下の態様に応じて画面に表示 されますので、内容を確認いただき、入力等の操作を進めてください。



## 2 申告書等作成

## 2.1 申告書等作成の流れ

## 2.1.1 確定申告書等作成コーナーにおける所得税の申告書等 作成の流れ



#### ≪参考≫ マイナポータル連携の事前準備

STEP1 マイナポータルで利用者登録

マイナポータル連携に係る事前準備は以下の手順で行います。

#### STEP1



#### ≪具体的な操作要領≫



以上で利用者登録は 完了です。

「次へ」をタップします。

をタップします。



確定申告の事前準備ページにアクセス し、「**証明書等の取得をはじめる**」を タップします。



	[	マイナポータル <sub>確定申告</sub>	<b></b>	生命保険会社
		証明書等の選択		Q
		最新の状況に合わせて、取得したい証明書等を選引 てください。過去にマイナポータルで事前準備を引 した場合は、その内容が反映されます。	尺し 実施	あ行
		控除	_	
		医療費控除 医療費通知情報	~ ]	
		※ 事前準備することなく自動で取得されます		
		<ul> <li>寄附金控除(ふるさと納税)</li> <li>寄附金の受領書/寄附金控除に関する証明書</li> <li>+選択</li> </ul>		
		社会保険料控除		か行
		国民年金保険料/国民年金基金掛金控除証明書 + 選択		
		生命保険料控除 生命保険料控除証明書 +選択		キャンセル
•	〜 取得 例: た場	引したい証明書等を選択し 「生命保険料控除」を夕 計合	~~~ ます。 ップし	生命保険会 ストから選 ます。
	※ 前準 ため 択さ	医療費通知情報について 準備することなく取得可能 5、初めから「 <b>医療費控除</b> 5れています。	は、事 である 」が選	マイナポーク
				<b>証明書</b> <sup>最新の状況に含 てください。 避 した場合は、そ</sup>
	۲×	E		控除
	翌4 がる 除」	■ 軍以降、追加で取得したい ある場合は、「証明書等を 」をタップし、同手順で追	∖証明書等 と追加、削 ≧加ができ	医療費控除 医療費通知情報 ※ 事前準備する
	דֿג 	<del>ن</del> .		寄附金控除 寄附金の受領書 +選択
				社会保険料 国民年金保険料 +選択



社会保険料控除 国民年金保険料/国民年金基金掛金控除証明書



選択した生命保険会社が表示 されます。 取得したい証明書等の選択が 完了したら、「次へ」をタッ プします。 ■ STEP3 マイナポータルと、「e-Tax」・「民間送達サービス」・「ねんきんネット」を連携



e-私書箱との連携は完了です。 続けて、「証明書等の取得をは はじめる」をタップします。 ■ STEP4 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

民間送達サービスと証明書等の発行企業サイトを連携します。 以下の①及び②の操作を行います。①及び②の操作の際に、各証明書等の発行企業ごとにマイナンバー カードによる本人認証を行います。

- ※ 証明書等を発行する企業や民間送達サービスによって、手続の名称・手順・画面等、マイナンバー カードの読み取り回数が異なる場合があります。
- ① 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や証明書等の電子交付への同意

各証明書等を発行する企業のサイトなどで、証明書等の電子交付サービスの登録や電子交付への同 意を行います。登録などの際に、ご契約中の証券番号や寄附番号などの入力が必要になる場合があ ります。また、電子交付サービスの利用登録の完了や電子交付の申請の承認に数日かかる場合があ ります。

#### 2 各企業との連携の実施

上記①の電子交付サービス等の登録後、民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します。



以上で準備完了です。

マイナポータル <sub>確定申告</sub>	Ģ
証明書等の取得	
外部サイトから証明書等を取得します。外部 未連携の場合、初回のみ連携手続きが必要で	サイトと す。
証明書等を選択する	
※最新の状況に合わせて、取得したい証明書等を選歩 い。過去にマイナポータル内で事前準備を実施してい その内容が反映されます。	?してくださ る場合は、
医療費控除	
医療費通知情報	完7
寄附金控除(ふるさと納税	٤)
寄附金控除に関する証明書 外部サイト: (創	先了 e-私書箱
寄附金拉除に関する証明書 <b>外部サイト: ● 民幣送達・e-Tax送</b> 中証明書等の発行に数分かかる場合があるため、量 新して取得状況を確認してください。	<mark>処理中</mark> 第サービス 画面を更
寄附金控除に関する証明書 外部サイト: 🥔 民間送道・e-Tax連	完了 第サービス
生命保険料控除	
生命保険料控除証明書 外部サイト: ()	完了 私書箱
生命保険料控除証明書	KR
取得	
外部サイト: 6	MyPost

マイナポータルの「証明書等の取得」画面で取得したい控除 証明書等のステータス表示が「完了」になっていれば、マイ ナポータル連携で控除証明書等が取得できる状態となってい ます。

メモ

ー部マイナポータル上で連携状況を確認できない 外部サイト(MyPost、ねんきんネット、e-Tax) は、「取得状況?」と表示されますので、「取得 状況?」を押して、控除証明書等の発行者の各サ イトにて取得状況をご確認ください。

給与	
国税庁 給与所得の源泉徴収票情報	取得状況 2
取得	ļ
	外部サイト: 😑 e-Tax

## 2.2 甲告書作成開始

### 2.2.1 トップ画面

推奨環境のブラウザで「作成コーナー」と検索し、確定申告書等作成コーナーにアクセスしてください。なお、QRコードからアクセスすることも可能です。





作成のステップについて

Г	
Т	<b>n 2</b> 0
Т	بعريهات
Т	7726,4 9
Т	计结节转移
Т	
Т	l Dissiana di
L	

「作成開始」をタップし、申告書の作成を始めます。

#### メモ

「保存データ利用」をタップして、過去の申告書のデータ(.data) を読み込むことで、本人情報等の入力が省略できます。 «例»

- (1)本人情報(住所、氏名、マイナンバー、利用者識別番号)
- (2)給与支払者情報
- (3) 公的年金支払者情報
- (4) 雑(その他)所得に係る収入情報(雑(その他)所得に関する情報)
- (5) 社会保険料控除情報
- (6) 配偶者情報(配偶者の氏名、配偶者の生年月日、マイナンバー)
- (7) 扶養情報(扶養親族の氏名、生年月日、マイナンバー)
- (8)(特定增改築等)住宅借入金等特別控除情報
- (9) 還付金口座 など

作成のステップが表示されますので「次へ」をタップします。

<ul> <li>確定申告書や青色申告決算書等の完</li> </ul>
成まで、次のようなステップがあり
ます。
【例:所得税の確定申告書】
●申告準備
❷収入等入力
❸控除等入力
④その他入力
⑤送信 又は ⑤印刷
◎データ保存等
「次へ」ボタンが表示されていない場合
は、下ヘスクロールしてください。
画面上部の黒丸数字がステップにあわせ
て、次のとおり進んでいきます。
作成開始
<b>●</b> 申告進備→ <b>②</b> → <b>③</b> → <b>③</b> → <b>⑤</b> → <b>⑤</b>
作成完了
● → 2 → 3 → 2 → 5 → 6 データ保存等
(次へ)

## 2.2.2 事前準備

事前準備では、作成する申告書等や申告書の提出方法について選択します。 また、確定申告書を初めてe-Taxで送信する方も必要なアプリ等のダウンロードや初期設定などを 画面の案内に沿って一連の流れで実施することができます。

### ■ 作成する申告書等の選択及び税務署への提出方法等に関する質問

●申告準備 + ② - ③ - ④ - ③ - ③ 作成する申告書等と提出方法の選択 作成する申告書等の選択 Q 作成する申告書等を選択してください。 ※ 事業所得や不動産所得、蜂業務に係る嫌所得のある方 当コーナーで青台申告決算書や収支内訳書を作成 ちは、「決算書・収支内訳書(+所得税)」を選択 操作を進めてください。 決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書 を作成することができます。 ● 所得税 決算書・収支内訳書(+所得税) 消費税 赠与税 Q 作成する年分を選択してください。 ● 令和6年分 令和5年分 令和4年分 令和3年分 令和2年分 提出方法等に関する質問 Q マイナンバーカードをお持ちですか。 ※ 善子証明書の有効期限切れにご注意ください。 > 電子証明書の有効期限とは いいえ Q ご利用のスマートフォンはマイナンバーカ -ドの読み取りに対応していますか。 > スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら いいえ マイナンバーカードを利用してe-Taxをご利用 になれます。 画面の案内に沿って操作を進め、e-Taxにより 申告書の送信・提出を行ってください。 ※ マイナンバーカードの 電子証明書のパスワードをあらか じめご用意ください。 提出方法を変更する方はこちら Q 証明書等のデータを取得するために、マイ ナポータルと連携しますか。 ※ 連携しない場合でも申告書等を作成できます。 > マイナポータル連携の概要はこちら > 事前進備を行う ※ マイナポータル連携で取得する医療費適如情報について は、令和6年分は2月9日より取得できます。 連携する 連携しない

~~~~~~~

- (1) 作成する申告書等の選択
  - (イ) 所得税の申告書を作成される方は「所得税」を選択後、作成する 年分を選択します。
     例:
    - ・給与収入がある方で、医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)、
       住宅ローン控除などを適用する方
       ※ 確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申
    - 請分についても入力する必要があります。 ・**年金受給者**の方で、医療費控除などを適用する方
    - ・特定口座の取引内容(上場株式等の譲渡所得等・配当所得
      - 等)や上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)を申告する方
  - (ロ) 事業所得、不動産所得、業務に係る雑所得を有する方で、青色申告決算書・収支内訳書を作成を行う方は「決算書・収支内訳書(+所得税)」を選択します。
    - ※ 青色申告決算書・収支内訳書を作成後、そのまま所得税の申告書 が作成できます。
    - ※ 青色申告決算書・収支内訳書を別途作成済みの方は、「所得税」 を選択し、所得税の確定申告書のみを作成します。別途青色申告決 算書・収支内訳書を提出してください。
  - (ハ) 消費税及び地方消費税の申告書を作成する場合は、「**消費税**」を 選択します。
  - (二) 贈与税を作成する場合は、「**贈与税**」を選択します。
  - (2) 提出方法等に関する質問

表示される質問に対し、「はい」または「いいえ」を選択します。

### e-Tax(マイナンバーカード方式)

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用してe-Taxを行う 方法です。また、スマホ用電子証明書搭載のスマートフォンを利用すれ ば、マイナンバーカードを読み取らなくともe-Taxを行うことが可能で す。

なお、「マイナンバーカードをお持ちですか。」、「ご利用のスマート フォンはマイナンバーカードの読み取りに対応していますか。」の質問 に対し、いずれも「はい」を選択した場合、マイナンバーカード方式と なります。

#### 注意

マイナンバーカード方式を利用する場合、マイナポータルアプリをダウ ンロードする必要があります。(次画面以降でダウンロード可能。) また、マイナンバーカードの読み取りの際、利用者証明用電子証明書の 暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。

なお、Androidのスマートフォンであれば、マイナンバーカードに代え てスマホ用電子証明書をご利用いただけます。(スマートフォンにスマ ホ用電子証明書を搭載していればマイナンバーカードの読み取り が不要です。) ご利用するためには、ファートフォンでマイナポータルからファホ田雪

ご利用するためには、スマートフォンでマイナポータルからスマホ用電 子証明書の利用申請及び登録をする必要があります。



確認

国税庁・国税局・税務署では、税務行政の

デジタル化における手続の見直しの一環と して、**令和7年1月から、郵送や窓口等で** 

### e-Tax(ID・パスワード方式)

「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パ スワードを利用して、e-Taxで送信を行う方法です。「ID・パスワード 方式の届出完了通知」は、事前に税務署で職員による本人確認を行った 上で発行されます。

#### 注意

ID・パスワード方式は、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的 な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

### 書面

書面に印刷して提出する方法です。

#### メモ

国税庁では、マイナンバーカードを利用したe-Taxの普及・促進に 取り組んでおり、確定申告書等作成コーナーの利便性向上の参考と するため、書面提出を選択した理由に関するアンケートにご協力く ださい。

#### 注意

令和7年1月から、郵送や窓口等で申告書等の提出があった際、控 えへの収受日付印の押なつを行っておりません。



×

#### (3) マイナポータルとの連携の選択



確定申告書等作成コーナーでは、マイナポータルと連携することで、 マイナポータルから控除証明書等データを取得して確定申告書等を 作成することができます。マイナポータルと連携して控除証明書等 を取得する方は「連携する」を選択してください。

#### 注意

マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です。また、 事前準備後に控除証明書等のデータが取得可能となるまでに、数日かか る場合がありますので、余裕をもって事前準備を行ってください。 詳しくは、画面上の「マイナポータル連携の概要はこちら」のリンクを ご覧ください。 なお、マイナポータル連携の選択は、マイナンバーカードを利用したe-Tax送信のみ利用可能となります。ID・パスワード方式ではご利用い ただけません。

## マイナポータルアプリのダウンロード

e-Taxヘログインするためにマイナンバーカードの読み取りを実施します。「**同意して次へ**」を タップします。

なお、マイナンバーカードの読み取りに当たって、マイナポータルアプリをダウンロードする必要 があります。ログイン前に申告書作成前の確認画面が表示されますので、マイナポータルアプリを ダウンロードしていない場合には、事前にダウンロードをしてください。



≪マイナポータルアプリのダウンロード方法≫

iPhone/iPad

「**App Storeからダウンロード**」をタップし、アプリをダウン ロードします。

Android

「Google Playで手に入れよう」をタップし、アプリをダウン ロードします。

## マイナポータル及びe-Taxへのログイン

«マイナポータル連携をする場合»







「マイナンバーカードでログイン」又は「マイナンバーカードの読み取り」を タップし、画面の案内に沿ってマイナンバーカードを読み取ります。 読み取り後、登録情報が表示されますので、誤りがないかを確認し、「次へ」 をタップします。なお、登録内容に変更等がある場合には、「訂正」をタップ し、登録情報を変更してから「次へ」をタップします。



### マイナポータル連携

2.2.2 事前準備の「(3)マイナポータルとの連携の選択」画面で「連携する」を選択している場合には、「マイナポータル連携」画面が表示されます。



反る次へ



### xmlデータの読込



証明書等のxmlデータをお持ちの方は、「ファイルを選択す る」の「⊕」をタップし、ファイルを選択してデータを読み込 みます。 読込が完了した場合又は読み込むデータがない場合には、 「次へ」をタップします。 読み込んだxmlデータについては、該当する項目に自動で反 映・計算されます。

#### 注意

スマートフォンを利用して申告する場合で、xmlデータを利用す る場合には、すべてのxmlデータをこの画面で読み込みます(こ の後の画面では読み込むことができません。)。

### 申告する所得の選択等



本人情報の確認をするため、申告者ご本人の生年月日を入 力し、申告する所得を全て選択してください。

メモ

次画面では、この画面で選択された所得に応じ収入・所得を入力する画面に移ります。

なお、左記画面の最下部に「申告する所得に関する質問」が表示さ れた場合、質問に全て回答した上で「次へ」をタップしてください。

(例) 「給与」を選択した場合



#### ≪参考≫ マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、マイナンバーカードを読み取った後に 利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って、入力を行います。





送信後の結果を確認し「次へ」を押します。

※既に利用者識別番号をお持ちの方は①、 ②、③の操作は不要となります。



e-Taxからの情報取得を希望すると、 申告書等作成時に必要な各種情報を 取得することができます。 希望する場合には、「e-Taxからの 情報取得を希望する」をタップし、 本人確認のためにご自身のカナ氏名 を入力の上、マイナンバーカードの 読み取りを行ってください。 メモ 「e-Taxからの情報取得を希望す る」をタップすると、カナ氏名の入 力欄が表示されます。 「マイナンバーカードの利用方法」 で「**この端末を利用**」を選択の上、 「本人確認」項目の上に表示された 「この端末を利用」ボタンを押し、 マイナンバーカードを読み取ります。 ※マイナンバーカードを読み取る際 に、券面事項入力補助用パスワ-ド(4桁の数字)が必要となります。 本人確認のため、ご自身のカナ氏名を入力してくださ 必須 姓(フリガナ) 例)コクゼイ 0/59 必須 名(フリガナ) 例)タロウ 0/59 必須 マイナンバーカードの利用方法 この端末を利用 ~~~~~~ この端末を利用 > 本人確認するために、マイナン バーカードの読み取りを行います。

メモ

「認証方法の選択」で、「**この端** 末を利用」を選択の上、画面下部 の「この端末を利用」ボタンを押 し、マイナンバーカードを読み取 ります。

※マイナンバーカードを読み取る際 に、署名用電子証明書のパスワー ド(6~16文字の英数字)が必要 となります。

## 2.2.3 収入・所得の入力

次に選択された各種収入金額・所得金額の入力をします。



## 2.2.4 控除の入力



マイナバータル連携で情報を取得した場合には、自動で並額等が 反映されます。内容を確認する場合や追加入力等を行うには所得 控除の項目をタップし、内容の確認等を行ってください。 また、「確認してください」と表示されている場合には、追加入 力が必要となりますので、該当する控除をタップし、画面の案内 に沿って入力をしてください。

## 2.2.5 その他の控除等の入力



### 2.2.6 計算結果の確認



入力する税額控除等の項目をタップすると入力画面が表示されま すので、画面の案内に沿って入力します。

入力が完了したら、「次へ」をタップして、計算結果の確認画面 に進みます。

#### 計算の結果を確認します。

#### **メモ** 長示された内容を確認し、訂正

表示された内容を確認し、訂正がある場合は各項目の「訂正する」ボタンをタップして訂正してください。

| 総合譲渡所得・一時所得の金額                                   |
|--------------------------------------------------|
| 所得金額<br>※:総合譲渡所得と一時所得の合計額に2分の1を乗じた金額             |
| -                                                |
| 所得金額の合計                                          |
| 合計額                                              |
| 7,586,509円                                       |
|                                                  |
| 収入・所得金額を訂正する                                     |
| <b>所得から美し引かれる会額(</b> 所                           |
| 得物にもなって、 (加) |
|                                                  |
| 社会保険料控除                                          |
| 控除額                                              |
|                                                  |
| 1,232,178円                                       |



## 2.2.7 納付方法等の入力



次へ

## 2.2.8 財産債務調書の作成、住民税等に関する事項の選択・入力



財産債務調書の提出要件を確認し、 提出要件に該当する方は四を選択 し、下部に表示される「入力す る」ボタンをタップの上、次の画 面にて財産・債務の内容を入力し てください。

|                | 199 - GARANAN (G.G.)                                           |
|----------------|----------------------------------------------------------------|
|                | 財産・債務の入力                                                       |
| 財産<br>す。       | 及び債務(国外に所在するものを含みま<br>)を入力してください。                              |
| >              | 「国外財産調書」に記載する(した)国外財<br>産がある方の確認事項                             |
| 入力             | 1件数:0件 / 180件                                                  |
| ¥ : ∎          | #産と債務の各合計額が10兆円以上(マイナスの場合は1<br>兆円以下)になる場合はご利用になれません。           |
|                | 十 財産・債務を入力する                                                   |
|                | 国外財産調書の入力                                                      |
| 令和<br>える<br>を提 | 15年12月31日において合計5,000万円を超<br>国外財産を有する方は、「国外財産調書」<br>出する必要があります。 |
| Q              | 「国外財産調書」を提出しますか?<br>*: 頭に提出した場合も「提出する」を選択してください。               |
| > #            | <u> ■ これが必要となる要件を詳しく確認する</u>                                   |
|                |                                                                |

住民税等に関する事項がいくつ か表示されますので、該当する 項目を選択し、案内に沿って入 力してください。

注意

定額減税の対象となる扶養親族の方は、 16歳未満であっても、「控除の入力 (2/2)」画面で入力する必要がありま す。

## 2.2.9 住所・氏名等の入力



| 住所の入力                                               |                                                            |  |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--|
| 現在の住所の入力                                            |                                                            |  |
| 税地の区分 🛛 🔊 🗗                                         |                                                            |  |
| 住所地                                                 |                                                            |  |
| 事業所等                                                | その他の項目の入力                                                  |  |
|                                                     |                                                            |  |
| E番号                                                 | 職業 🛐 🕽                                                     |  |
| 760002                                              | ※: 他人事業上の方は、事業の内容を以外的に入力してくださ<br>(この事件) たまったのかかったのであった。    |  |
| ter of the is a dament of the                       | 8:11文字段內                                                   |  |
| 便蕃号から住所入刀                                           | 会社員(〇〇業など                                                  |  |
| 「約県・市区町村                                            | TTHE COMPACE                                               |  |
| ÷# -                                                | <b>展后,</b> 雅台                                              |  |
| JK40 *                                              | ※:事業に係る星号や知号がある場合は入力してください。                                |  |
| 馬区 🔻                                                | ₩:30文字は内                                                   |  |
|                                                     | 国税商店                                                       |  |
| ·                                                   |                                                            |  |
| ROUND FOR THE CONTRACTOR                            | 世帯主の氏名(漢字)                                                 |  |
| 8                                                   | ご自身が世帯主                                                    |  |
| 名・号室                                                | 图:10余平均均                                                   |  |
| 28文字以内(制限文字数を超える場合、マンション名を省<br>除するなどして字数を原整してください。) |                                                            |  |
| 〇マンション101号家                                         | 四代 太郎                                                      |  |
| 0122321013E                                         | 世界主からみた結構                                                  |  |
| 出先税務署 🛜 🗖                                           | EHT O OF COM                                               |  |
| 京都 🔻                                                | 本人                                                         |  |
|                                                     | 整理新号 📴 🕼                                                   |  |
|                                                     | 第: 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、<br>税務署で付着した範囲運転がお分かりになる場合に入 |  |
| 和6年1月1日の住所の入力                                       | カしてください。                                                   |  |
| NOT 11 HOLENOVY                                     | a : 55+707;                                                |  |
| 16年1月1日の住所<br>2で3.カレた住所と異なる場合は、「住所が                 | 01234567                                                   |  |
| と異なる」にチェックを付けてください。                                 |                                                            |  |
| 住所が上記と異なる                                           | 提出年月日                                                      |  |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~             | ☆ 令和6(2C - 9 - 21 -                                        |  |
|                                                     |                                                            |  |
|                                                     |                                                            |  |
|                                                     | (次へ)                                                       |  |

主所・氏名等を画面の案内に 沿って入力します。

メモ

郵便番号を入力し「郵便番号から住 所入力」をタップすると、住所及び 申告書の提出先税務署が自動で表示 されます(郵便番号で税務署を特定 できない場合は、提出先税務署を選 択します。)。

※住所地以外の事業所や事務所、居 所などの所在地を管轄する税務署に 申告する方は、「納税地の区分」の 「**事業所等**」をタップ選択し、事業 所等の所在地を入力します。

建物名などを入力すると文字数制限 を超えるときは、入力を省略してく ださい(例:マンション名を省略し て入力)。

申告する方が世帯主である場合、世 帯主の氏名欄の「ご自身が世帯主」 をタップすることで氏名(漢字)が 表示されます。

整理番号がわからない場合は、空欄 のまま「次へ」をタップしてくださ い。

## 2.2.10 マイナンバーの入力

| マイナンバーの入力                |  |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|--|
| 1人目<br>氏名<br>国税 太郎 (本人)  |  |  |  |  |
| 生年月日<br>昭和43年10月13日      |  |  |  |  |
| マイナンバー (個人番号)<br>※:数学12桁 |  |  |  |  |
|                          |  |  |  |  |
| 次へ                       |  |  |  |  |
| 戻る                       |  |  |  |  |

申告する方や扶養親族等のマイナンバーの入力欄が表示されますので、 マイナンバーの入力をします。

## 3 申告書等の送信

## 3.1.1 送信前の申告内容確認



申告書の送信前に、作成した申告書を帳票イメージで確認す ることができます。申告内容を確認の上、誤りがなければ 「**次へ**」をタップして進みます。



メモ

「申告書等を表示する」をタップす ると、PDFで帳票イメージが表示さ れます。 入力に誤りがあった場合には、「申 告内容の訂正をする場合」の「V」 をタップすると「申告内容を訂正す る」が表示されますので、左記ボタ ンをタップして入力内容を修正して ください。

| 申告内容を訂正す | る場合     | ^ |
|----------|---------|---|
| 申告       | 内容を訂正する |   |
|          |         |   |

#### 注意

申告書の送信は完了していませんので、ご注意ください。

参照 ▶ 3.1.5 <u>申告書等送信票(兼送付書)等の確認</u>(P35)

## **3.1.2 送信準備**

| e-Taxの利用可能時間についての留意事項                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年3月17日(月)24時を過ぎた令和6年5<br>の所得税確定申告データは、確定申告期限後に<br>提出されたものとなりますので、ご注意くださ<br>い。 |
| 特記事項の入力                                                                          |
|                                                                                  |
|                                                                                  |
|                                                                                  |
|                                                                                  |
|                                                                                  |
| その他の事項の入力等                                                                       |
| 税理士に関する内容の入力                                                                     |
| 税理士に関する内容を入力する                                                                   |
|                                                                                  |
| 登記情報の入力                                                                          |
| 登記事項証明書の添付に代えて照会番号を送信する                                                          |

次へ

特記事項等があれば送信準備画面で入力します。特記事項等 がない場合は、「カードの読み取りへ」(※)をタップします。 ※「ID・パスワード方式」及び「書面」を選択された方は 「次へ」をタップします。

## 3.1.3 申告書等データの送信



申告書を送信しますので「送信する」をタップします。

#### メモ

e-Taxの送信画面の前にマイナンバーカードの読み取りを求められることがあります。 この場合は、画面の案内に沿って操作をしてください。

確認画面が表示されますので「送信を実行する」をタップします。



送信が完了すると、「送信完了」と表示されますので、「**閉じる**」 をタップします。

## 3.1.4 送信結果の確認

| 送信結果の確認                                                            | 申告書の送信が完了しますと、<br>  「 <b>次へ</b> 」をタップします。     | 「送信結果の確認」画面が表示されます                   |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------|
| 送信結果の確認<br>以下の内容で所得税の確定申告書データが<br>正常に送信されました。                      | <b>メモ</b><br>送信ができなかった場合には、<br>ので、内容を確認し、メッセー | 画面上にエラ−内容が表示されます<br>-ジに沿って操作をしてください。 |
| 提出先<br>京橋税務署                                                       |                                               |                                      |
| 利用者識別番号<br>0000-0000-0000-0000                                     |                                               |                                      |
| 氏名又は名称<br>国税 太郎                                                    |                                               |                                      |
| 受付番号<br>0000-0000-0000-0000-0000                                   |                                               |                                      |
| 受付日時                                                               |                                               |                                      |
| <sup>年分</sup><br>令和 <mark>一年分</mark>                               |                                               |                                      |
| <sup>羅目</sup><br>所得税及び復興特別所得税                                      |                                               |                                      |
| 所得金額<br>※所得金額は、申告第一表の所得金額欄の「合<br>計」欄の金額を表示しています。<br>12,345,678,912 |                                               |                                      |
| 第3期分の税額 納める税金<br>123,456,789                                       |                                               |                                      |
| 「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」<br>画面に進んでください。                              |                                               |                                      |
| 次へ                                                                 |                                               |                                      |

ID・パスワード方式をご利用の場合 



送信に成功すると、即時通知の確認画面が表示されますので、 「受付結果を確認する」をタップします。

送信結果

#### メモ

送信ができなかった場合には、画面上にエラー内容が表示され ますので、内容を確認し、メッセージに沿って操作をしてくだ さい。



送信完了とメッセージが表示されますので「閉じる」をタップ します。

受付結果(受信通知)の確認画面が表示 されますので「**次へ**」をタップします。

次へ

受付結果

受付された内容は以下の「受付結果の詳細」を

受付結果の詳細

※:「申告書第一表」の所得全観の「合計」欄の金額を表示し

所得税及び復興特別所得税

【第3期分の税額】納める税金

正常に受付されました。

確認してください。

種目

所得金額 1,320,000円

ています。

40.800円

## 3.1.5 申告書等送信票(兼送付書)等の確認

送信後の申告書の控えを確認し、印刷・保存することができます。



「**申告書等を表示する**」をタップし、申告書等の控えを印刷・保 存します。その後、「**次へ**」をタップします。

#### メモ

申告書の印刷・保存を忘れた場合であっても、e-Taxにより確定申 告書等を提出している場合には、スマートフォン等からe-Taxソフ ト(WEB版)にログインすることで、メッセージボックスの確定 申告書等を提出した際の受信通知から、申告書等のPDFファイルを ダウンロードすることができます。 なお、メッセージボックスの受信通知を確認するためには、マイナ ンバーカード等の電子証明書による認証が必要になります。 詳しい操作方法は、e-Taxホームページを参照ください。 e-Taxソフト(WEB版)で送信した申告・申請データを表示・印刷す るにはどうしたらいいですか。(https://www.etax.nta.go.jp/toiawase/ga/e-taxweb/43.htm)

#### 参照▶ <u>5.1.1 よくある質問Q5</u>(P44)

#### 注意

申告内容に応じて、別途郵送等で添付書類等の提出が必要な場合 がありますので、「申告書等送信票(兼送付書)」をご確認くだ さい。なお、別途郵送等で提出する書類がない場合には、「申告 書等送信票(兼送付書)」を含め、提出は必要ありません。

参照▶<u>5.1.1 よくある質問Q3</u>(P42)

#### ■ 帳票(PDF)の確認・保存方法(iPhoneの場合)



します。 ■ 帳票(PDF)の確認・保存方法(Androidの場合)

Androidの場合、「**帳票表示・印刷**」ボタンをタップすると、申告書イメージPDFファイルが表示されるのと同時に自動的にPDFファイルが端末内の「**ダウンロード**」フォルダに保存されます。PDFファイルが表示されたら「**戻る**」ボタンをタップして元の画面に戻ります。

## 3.1.6 申告書等を送信した後の作業について

作成した確定申告書等のデータ(.data)を保存することができます。入力データを保存しておくと、 翌年以降の確定申告書等を作成する際に利用することができます。

また、納付すべき金額がある場合には、この画面から納付方法を選択することで、引き続き納付手続を 行うことができます。

このほか、確定申告書等作成コーナーに関するアンケートを設けています。ぜひ皆様のご意見をお聞か せください。

#### ■ スマートフォンで入力データを保存する方法



以上で、確定申告書の作成・送信は終了です。

## 4 その他の機能

#### 作成途中の申告書の一時保存 4.1.1

申告書の作成途中であっても、確定申告書等の作成画面の最下部にある、「**ここまでの入力内容を保存**」 をタップすることにより、入力データの保存画面に移動し、「**入力データをダウンロードする**」をタップ すると入力内容の一時保存及び申告書等の作成を中断することができます。



#### 参昭▶

3.1.6 **申告書等を送信した後の** 作業について(P36)

#### 時保存データを読み込んで申告書等作成再開 4.1.2



作成コーナートップ画面 の「保存データ利用」を タップします。



「作成再開」をタップし ます。

保存データの読込 令和元年分から令和5年分の保存データ (「.data」)を読み込んで作成を再開します。 ※ 令和元年分から令和4年分の一部の保存データは読み込めませ 6... ※パソコンで作成した所得税データ(所得税と決算書の混合デー タの場合を会む)は読み込むことができません。 > 操作方法はこちら 保存データの選択

ファイル名:選択されていません

「保存データの選択」 をタップし、一時保存 したデータを選択して ください。その後、 「保存データ読込」を タップします。



「所得税の申告書作成 再開」をタップすると、 一時中断した箇所から 作成の再開ができます。

## 4.1.3 前年分以前の申告等データを利用して申告書等の新規作成

参考としたい過去の年分の確定申告書の保存データを読み込んで、令和6年分の確定申告書を作成するこ とで、本人情報等の入力を省略することができます。



読込内容の確認画面が表示されます ので、内容に誤りがないか確認をし、 「次へ」をタップします。

タップします。

## 4.1.4 カメラで源泉徴収票の読み取り

給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラで読み取ることで、読み取った情報を入力画面に自動反映させる ことができます。



「許可」をタップします。

プし、源泉徴収票を撮影します。

要に応じて補正を行ってください。

## 5 よくある質問

## 5.1.1 よくある質問

Q1 日中は仕事等をしているため、確定申告ができません。夜間に確定申告する方法はありますか。

A1 「確定申告書等作成コーナー」は24時間いつでも利用可能となっています。 また、e-Taxによる電子送信も、確定申告期間中はメンテナンス期間を除いて時間帯問わず利用可能です。

#### ●e-Taxの利用可能時間

<<u>https://www.e-tax.nta.go.jp/info\_center/index.htm</u>>にアクセス

- Q2 申告書を作成している途中で、分からないことが出てきたのですが、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。
- A2 確定申告書等作成コーナーなどに関するご質問と解決方法を「よくある質問」に掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、「よくある質問」をご覧いただいても問題が解決しない場合には、以下の方法によりお問い合わせください。

#### ●チャットボットに質問



確定申告書の作成や税法の取扱いなどよくあ るご質問にお答えします。 メニュー選択や文字入力をするとAI(人工知 能)を活用して自動で回答を表示します。





作成コーナー お問合せ

#### ●電話によるお問い合わせ

・申告書の作成などに当たってご不明な点に関するお問い合わせ 国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901 「050」から始まるIP電話等、上記の電話番号がご利用になれない方は、所轄の税務署の代表番号におかけください。

・事前準備、送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方に関するお問い合わせ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901

「050」から始まるIP電話等、上記の電話番号がご利用になれない方などは、「03-5638-5171」へおかけください。 間違い電話が非常に多くなっております。電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違えのないようご注意ください。

(注) 「0570」から始まる番号へおかけいただく場合、スマートフォン(携帯電話)の定額制サービスなどには対応していません。

・マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダライタの設定などに関するお問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 「050」から始まるIP電話等、上記の電話番号がご利用になれない方は、「050-3818-1250」へおかけください。

#### Q3 確定申告書をe-Taxで送信しましたが、添付書類など、別途郵送などで提出しなければならない書類はありますか。

A3 確定申告書をe-Taxで提出(送信)した場合、「送信票(兼送付書)」の別途提出欄に○印の付いている書類のみ、添付書類(添付資

- 料)として郵送等で住所地(事業所を納税地とする場合は事業所所在
- 地)の所轄の税務署(又はセンター)に提出してください。

なお、別途提出欄に○印がない場合には、送信票を含め提出の必 要はありません。



- Q4 提出した確定申告書がちゃんと送信されているか心配です。無事送信できているか確認する方法はありますか。
- A4 確定申告書を送信した際に「送信完了」と表示されれば無事送信が完了していることを示していますが、後日改め て確認したい場合には、e-Taxにログインすることで、電子申告等データの受付結果(受信通知)を確認することが できます。



② マイナンバーカードをお持ちでない方は、利用者識別番号と暗証番号を入力して、「ログイン」をタップしてください。

- O5 確定申告書をe-Taxで送信しましたが、控えを保存するのを忘れてしまいました。控えを取得する方法はあります か。
- A5 確定申告書をe-Taxで送信している場合、申告書データの表示・印刷を受信通知から行うことができます。具 体的な操作手順は以下のとおりです。



利用者識別番号を利用したログイン 方法では、受信通知を開くことがで きませんので、ご注意ください。

す。



- 「**表示**」をタップします。
- 11 帳票が表示されますので、 任意のフォルダ等へ保存又は 印刷をします。

Ç

C

[はい]をタップします。

#### ■申告書送信後の申告データ(.data)を保存している場合





「**所得税の申告書作成再開**」を タップします。

 申告書等送信票(兼送付書)等の確認
 ▲ 税務署に提出が必要な書類がある場合 がありますので、下の「申告書等を表示する」ボタンを押して必ずご確認く ださい。
 ① 申告書等を表示して、送信した申告内 客を確認してください。
 確認に当たっての留意事項
 申告書等を表示する
 申告書等を表示する
 中告書等を表示する
 ・ PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して 別の回顧に表示されていないが確認してください。
 ・ PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して 別の回顧に表示されていないが確認してください。

申告書等送信票(兼送付書)等の確認画面が表示されますので、「**申告**書等を表示する」をタップします。



帳票が表示されますので、任意の フォルダ等へ保存又は印刷をします。

参照 ▶ <u>3.1.5 送信票兼送付書等印刷(P35)</u>

- Q6 利用者登録の手続を実施したにも関わらず、「入力された利用者識別番号に該当する情報がありませんでした。 「次へ」ボタンをタップし、申告書の作成を開始してください。」というメッセージが出たのですがなぜですか。
- A6 利用者登録の手続実施直後に申告書を作成した場合や、過去に該当の利用者識別番号で一度も申告書をe-Tax で送信していない場合にご質問のメッセージが表示されます。 なお、引き続き申告書を作成してe-Taxで送信することができますので、「次へ」をタップし、操作を進めて ください。
- Q7 確定申告書を送信したのですが、後日、入力漏れがあることが判明しました。どのように訂正をすればいいので しょうか。
- A7 令和6年分の確定申告であれば、令和7年3月17日(月)までに正しい内容の申告書を再度送信してください。 なお、正しい内容の申告書の作成に当たって、直前の申告書データ(.data)を利用することで、入力を一部省 略することができます。

申告書データをお持ちでない場合には、最初から申告書を作成してください。 確定申告期限後であれば、「提出した申告書に誤りがあった場合」から、修正申告書又は更正の請求書による 手続をお願いします。なお、消費税、贈与税については、スマートフォン・タブレットから手続きできませんの で、パソコンをご利用ください。

※ 令和6年分以外の確定申告書の内容を訂正する場合は、取扱いが異なりますのでご注意ください。

#### 注意

申告書を2回以上送信した場合、還付金の支払いが通常より遅くなる場合がありますので、申告書を送信する際は、 誤りや入力漏れがないようご注意ください。

参照▶ 4.1.2 一時保存データを読み込んで申告書作成再開(P38)

Q8 送信した確定申告書等は印刷できますか。

A8 以下の方法などにより申告書を印刷することができます。

【自宅で印刷】



スマホのBluetooth機能などを利用 して、プリンタにPDFファイルを データ送信して印刷 【コンビニ等で印刷】



プリントサービスに 関する詳しい情報は こちらのページ下部 「申告書の印刷」を ご覧ください

コンビニ等の有料プリントサービスを 利用して印刷

注意

自宅で印刷する際、ご利用いただいている端末によっては、うまく印刷できない場合がありますのでご注意ください。

Q9 マイナンバーカード読み取り後、電子証明書の有効期限のエラーがでました。どうすればいいですか。

A9 マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の有効期限は5年となります。有効期限が過ぎた場合には、 お住まいの市区町村の窓口で更新手続を行ってください。 なお、電子証明書の更新にかかる手数料は無料です。 申告期限間際など、有効期限の更新手続ができない場合は、作成方法を書面に変えて申告書を印刷して提出 してください。

- Q10 保存したPDFファイルや申告書データ(.data)の保存場所がわからなくなってしまいました。探す方法はありますか。
- A10 以下の方法により検索することで、保存したPDFファイルや申告書データ(.data)が見つかる場合があります。 なお、見つからない場合には、「Q5 確定申告書をe-Taxで送信しましたが、控えを保存するのを忘れてしま いました。控えを取得する方法はありますか。」で記載している方法で、再度、任意のフォルダ等へ保存をお 願いします(「申告書データ(.data)」の再取得はできません。)。

## Android



メニュー画面から「**Files**」を タップします。 ※機種によって画面イメージは 異なります。

## iPhone/iPad



iPhoneの画面を上から下にスワイプ します。 ※iOSのバージョンによっては、画面

※iOSのバージョンによっては、画面 に表示されている「検索」をタップす ることで検索画面が表示されます。



「Files」が起動された後、画面右上に 表示されている虫眼鏡のアイコンを タップし、検索したいワードを入力し ます。

(例.pdf, data, syotoku, r6syotoku)



表示された画面の「検索」をタップ し、検索したいワードを入力します。



入力したワードに応じた検索結果が 表示されますので、該当のファイル をタップすることでデータを開くこ とができます。 ※上記の場合は「pdf」と検索して います。



入力したワードに応じた検索結果が 表示されます。

- Q11 マイナポータル連携により医療費通知情報を取得しましたが、ドラッグストアで購入した医薬品などがあります。 どうやって入力すればいいですか?
- A11 マイナポータル連携により連携された医療費通知情報の他に、ドラッグストアで購入した医薬品等がある場合には、以下の方法により追加で入力することができます。

|                                                                       | 1                                       |                                                                                                 |                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 控除の入力 (1/2)                                                           |                                         | 医療費控除の一覧                                                                                        |                                                                                                |
| 支出に関する控除の入力                                                           |                                         | データ取得分の医療費                                                                                      |                                                                                                |
| ▲ 社会保険料を支払った方 200<br>国民年会保険料 国民健康保険料 (税) 介護保                          |                                         | データ取得分の医療費の内容を確認・訂正する場<br>合や、「補てんされる金額」がある場合は、「訂<br>正」ボタンを押して、次の画面で入力等を行って<br>ください。             |                                                                                                |
| 国民牛並床液科、国民國旗床液科(抗)、「設床<br>陵料などを支払った方(源泉徹収票に記載のない<br>もの)               |                                         | > データ取得分の医療費の内容の確認・訂正が必要な場合                                                                     |                                                                                                |
| 社会保険料控除                                                               |                                         | <b>マイナポータルから取得した情報</b><br>取得した内容を表示する(全1件) <b>へ</b>                                             |                                                                                                |
| 小規模企業共済などの掛金を支払った方<br>図 ロ<br>小規模企業共済や個人型確定拠出年金 (IDeCo)                |                                         | 1<br>保険者等の名称<br>医療を受けた方の氏名                                                                      |                                                                                                |
| の指金などを支払った方(源泉蔵収奈に記載のないもの)                                            |                                         | 通知に記載された医療費の額<br>204,400円                                                                       |                                                                                                |
| /                                                                     |                                         | 実際に支払った医療費の額<br>204,400円                                                                        |                                                                                                |
| ▲ 生命保険料などを支払った方 20<br>生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料を<br>されったす(源自然の度)に已然のないたの) |                                         | 補てんされる余額<br>一                                                                                   |                                                                                                |
|                                                                       |                                         |                                                                                                 | 医療質通知(お知らせ)の内容以外に、支払っ<br>た医療責がある方は領収書等を基に入力してく<br>ださい。                                         |
| 地震保険料などを支払った方 20                                                      |                                         | データ取得分の医療費の合計<br>204,400円                                                                       | なお、領収書等の内容を入力した医療養美計フ<br>オーム(医療買の内容を表計算ソフトで入力す<br>るためのフォーマット)を読み込む又は領収書<br>等の内容を直接入力する方法があります。 |
| -<br>地震保険料や旧長崩損害保険料を支払った方(源<br>泉徴収票に記載のないもの)                          |                                         | データ取得分の補てんされる金額の合計<br>―                                                                         | <ul> <li>Q 医療養美計フォームを利用しますか?</li> <li>&gt; <u>利用に当たっての留意事項を確認する</u></li> </ul>                 |
| 地震保険料控除                                                               |                                         | > 医療費控除に代えて、セルフメディケーション<br>税制の適用を受ける場合□                                                         | (di) เมมร์                                                                                     |
| 災害などにより損害を受けた方 😰 🗆                                                    |                                         | 追加入力分の医療費                                                                                       | 医療費の領収書等入力<br>入力件数:0件/995件                                                                     |
| -<br>災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損<br>害を受けた方                                 |                                         | アーダ取得方の医療費以外に、追加で入力する医療費がある場合は、医療費通知(お知らせ)や領収書等をご用意の上、入力してください。<br>※:データ取得の医療費を重視入力ないようご注意ください。 | + 医療費の領収書等を入力する                                                                                |
| ¥損控除、災害減免<br>                                                         |                                         | > 医療費控除の入力方法を確認する 🗗<br>医療費通知(お知らせ)の入力                                                           | 医療費の証明書等の入力<br>おむつ使用証明書など、医家費持除を受けるた                                                           |
| 一定額を超える医療費などを支払った方                                                    |                                         | -<br>医療費通知(お知らせ)をお持ちの方は医療費通<br>知の内容を入力してください。<br>入力件数:0件/1件                                     | めに必要な証明書等をお持ちの方は、「医療費<br>の証明習等がある」をチェックしてください。<br>> 医療費の証明書葉とは □                               |
| ー定額を超える医療費等を支払った方、セルフメ<br>ディケーションの対象となる医薬品を購入した方                      | ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ | + 医療費通知を入力する                                                                                    | 医療費の証明書等がある 入力終了                                                                               |
| 医療費控除<br>◆ 入力あり                                                       |                                         |                                                                                                 | 戻る                                                                                             |
| 医療費控除額を表示する 🗸 🗸                                                       |                                         | マイナポータル連携により取                                                                                   | L<br>得した医療費通知情報                                                                                |

「控除の入力(1/2)」画面で 「医療費控除」を押します。 なお、マイナポータル連携により 医療費通知情報を取得している場 合は、「入力あり」と表示されて います。 マイテホーダル連携により取得した医療費通知情報 は自動で反映されています。 医療費の領収書等の入力の医療費集計フォームの利 用で「利用しない」を選択し、「+医療費の領収書 等を入力する」を押します。







表示されている各項目を入力し ます。 もう1件入力する場合には「も う1件入力する」を押し、同じ 画面が表示されますので続けて 入力します。 全て入力が完了したら、「入力 内容の確認」を押します。



入力した医療費の領収書等の金額の合計の他、 マイナポータル連携により取得した医療費通知 の金額を含めた医療費の合計額が表示されます。 全ての入力が完了したら「入力終了」を押し、 医療費控除の入力を終了します。

## 商標について

- ・Android、Chrome、Google、Google Chrome、Google Playの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
- ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・App Store、iCloud Driveは、Apple Inc.のサービスマークです。
- ・その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。 なお、本文中では(R)、TMは明記していません。